

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和3年第2回定例会提出予定議案の説明

(6) 議案第91号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第91号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年5月26日

健康福祉局

議案第 9 1 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備  
及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について

1 条例改正の背景

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 3 年厚生労働省令第 5 5 号）

2 条例の主な改正内容

- (1) 上記 1 に伴い、指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとするもの
- (2) 上記 1 に伴い、指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法により行うことができることとするもの

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

改正後	改正前
<p>○ 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第69号</p>	<p>○ 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第69号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2～第44条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2～第95条の5）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2～第44条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2～第95条の5）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p>

改正後	改正前
<p>第5章 短期入所</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103～第110条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2～第110条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～第149条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4）</p>	<p>第5章 短期入所</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103～第110条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2～第110条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～第149条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4）</p>

改正後	改正前
<p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>第1節 基本方針（第162条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第166条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第166条の2～第171条）</p> <p>第11章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針（第172条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第173条・第174条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第175条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第176条～第184条）</p> <p>第12章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針（第185条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第186条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第187条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第188条・第189条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条～第193条）</p> <p>第13章 就労定着支援</p> <p>第1節 基本方針（第193条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条の3・第193条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第193条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第193条の6～第193条の12）</p> <p>第14章 自立生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第193条の13）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第193条の16）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第193条の17～第193条の20）</p> <p>第15章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第194条）</p>	<p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>第1節 基本方針（第162条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第166条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第166条の2～第171条）</p> <p>第11章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針（第172条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第173条・第174条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第175条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第176条～第184条）</p> <p>第12章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針（第185条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第186条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第187条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第188条・第189条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条～第193条）</p> <p>第13章 就労定着支援</p> <p>第1節 基本方針（第193条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条の3・第193条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第193条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第193条の6～第193条の12）</p> <p>第14章 自立生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第193条の13）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第193条の16）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第193条の17～第193条の20）</p> <p>第15章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第194条）</p>

改正後	改正前
<p>第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第197条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条～第200条）</p> <p>第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の2・第200条の3）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第200条の6）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第200条の7～第200条の11）</p> <p>第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の12・第200条の13）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第200条の14・第200条の15）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第200条の16）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第200条の17～第200条の22）</p> <p>第16章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）</p>	<p>第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第197条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条～第200条）</p> <p>第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の2・第200条の3）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第200条の6）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第200条の7～第200条の11）</p> <p>第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の12・第200条の13）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第200条の14・第200条の15）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第200条の16）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第200条の17～第200条の22）</p> <p>第16章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）</p>
<p><u>第17章 雑則（第203条）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p><u>第17章 雑則</u></p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>第203条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12並びに第193条の20において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の2第1項(第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	